茨城県報　第394号

令和５年（2023年）３月27日

月　曜　日

目　次

告　示　　ページ

◉簡易開示手続によることのできる個人情報及びその開示手続の廃止（総務課）……1
◉茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第７条第１号、第８条第１号、第９条第１号及び第10条第５号に基づき設備等基準を参酌して知事が別に定める基準の一部改正（子ども未来課）……1
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）……2
◉道路の供用の開始（５件）（道路維持課）……4

公　告

◉落札者等の公示（２件）（管財課）……5
◉基本測量の実施（用地課）……7
◉基本測量の終了（２件）（用地課）……7
◉公共測量の終了（３件）（用地課）……7
◉都市計画の図書の縦覧（２件）（都市計画課）……8

告　示

茨城県告示第375号

平成17年５月26日茨城県告示第685号で告示した茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第１号）第25条の規定に基づき、簡易開示手続によることのできる個人情報及びその開示手続は、令和５年３月31日限り廃止する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

茨城県告示第376号

茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第７条第１号、第８条第１号、第９条第１号及び第10条第５号に基づき設備等基準を参酌して知事が別に定める基準（平成18年茨城県告示第1336号）の一部を次のように改正する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

第１条第７号中シをスとし、サをシとし、コの次に次のように加える。

サ　認定こども園の職員は，当該認定こども園の子どもに対し，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

第４条中第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

⑸　子どもの通園，園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは，子どもの乗車及び降車の際に，点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により，子どもの所在を確認すること。

⑹　通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え，これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

付　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日から令和６年３月31日までの間、この告示による改正後の茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例第７条第１号、第８条第１号、第９条第１号及び第10条第５号に基づき設備等基準を参酌して知事が別に定める基準第４条第６号の規定の適用については、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「認定こども園」という。）において通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

茨城県告示第377号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第３項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から１月間縦覧に供する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）富士見ヶ丘複合店舗計画

つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目28番４

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

令和４年12月12日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住　所	代表者氏名
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目１番21号	八幡　政浩
株式会社カワサキ	水戸市千波町864番地の１	小野　純平
株式会社ジンズホールディングス	群馬県前橋市川原町二丁目26番地４	田中　仁
未定	未定	未定

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

令和５年12月１日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,215㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ｱ)　駐車場の収容台数　114台

(ｲ)　駐輪場の収容台数　21台

(ｳ)　荷さばき施設の面積　116㎡

(ｴ)　廃棄物等の保管施設の容量　11.6㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ｱ)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）午前９時

（閉店時刻）午後10時45分

(ｲ)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分～午後11時

(ｳ)　駐車場の自動車の出入口の数

３箇所

(ｴ)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

キ　届出年月日

令和４年12月１日

２　市町村の意見

事　項	つくばみらい市からの意見の概要
ア　駐車需要の充足等交通に係る事項	・商品搬出入車両のアイドリング禁止を徹底させること。 ・駐車場内にアイドリングストップ等の掲示をするなどの騒音対策を講じること。
イ　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	・つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例第10条、 第13条、 第15条、 第17条に基づき廃棄物の抑制、減量及び適正包装の推進に努めること。
ウ　騒音の発生に係る事項	・営業活動に伴う騒音の発生防止または緩和のために配慮をすること。特に早朝及び夜間においては、静穏な生活環境の保持が求められることに留意し、車両等の騒音、振動についての対策を講じること。 ・騒音規制法、または、振動規制法に規定する特定施設を設置する場合は、特定施設届出書を提出すること。
エ　廃棄物に係る事項	・ごみ等を適切に管理し、散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないよう十分に配慮すること。 ・事業所から排出されるごみは事業系廃棄物となるため、ごみの分別を徹底すること。 ・事業系一般廃棄物を排出する場合は、つくばみらい市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼すること。 ・産業廃棄物を排出する場合は、産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼すること。

	・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底すること。 ・延床面積1,500㎡以上及び日平均200㎏以上の廃棄物を排出する事業用建築物の所有者は、つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例第17条第３項の規定に基づき、廃棄物管理責任者を選定し、届出をすること。
オ　街並みづくり等への配慮等（光害防止含む）	・夜間の照明については、近隣に住宅地があるため、十分に配慮すること。 ・周辺の清掃等を行い、環境美化に努めること。
カ　屋外広告物申請について	・茨城県内において屋外広告物を表示するときは、市町村長の許可が必要となるため、各店舗毎に屋外広告物申請をすること。 ※なお、自家広告物の面積に応じて手数料が発生しますので、ご承知おきください。
キ　つくばみらい市立地適正化計画に係る届出制度について	・都市再生特別措置法第108条第１項の規定に基づき、都市機能誘導区域外で行う誘導施設の建築行為等について、市長へ届出を行う必要があるため、各店舗毎に届出を行うこと。
ク　工事期間中の児童生徒の安全確保について	・工事期間中、児童生徒の登下校時などの交通安全確保が図られるよう指導すること。

理　由
・周辺地域の生活環境保持のため

３　縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

茨城県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和５年３月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　路　線　名　一般国道　245号

２　供用開始の区間　那珂郡東海村大字村松字東川根3370番４地先から
那珂郡東海村大字村松字砂岸661番地先まで

３　供用開始の期日　令和５年３月27日

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

茨城県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和５年３月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　路　線　名　県道　笠間つくば線

２　供用開始の区間　石岡市野田字花立593番４地先から
石岡市浦須字長峯27番１地先まで

３　供用開始の期日　令和５年３月28日

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

茨城県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和５年３月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　路　線　名　県道　野田牛久線

２　供用開始の区間　つくば市天宝喜字平414番１地先から

つくば市天宝喜字宮窪661番１地先まで

３　供用開始の期日　令和５年３月27日

茨城県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和５年３月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　路　線　名　県道　島並鉾田線

２　供用開始の区間　行方市小高字釈迦入385番３地先から

行方市小高字馬場406番地先まで

３　供用開始の期日　令和５年３月29日

茨城県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和５年３月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　路　線　名　県道　飯岡石岡線

２　供用開始の区間　石岡市中津川字下ノ田1891番２地先から

石岡市石岡字三面寺下15477番２地先まで

石岡市石岡字三面寺下15580番２地先から

石岡市石岡字三面寺下15594番２地先まで

３　供用開始の期日　令和５年３月28日

公　告

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

1　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県庁舎及びその敷地内で使用する電気　約13,168,000キロワット時の供給

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県総務部管財課　茨城県水戸市笠原町978番６

3　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

令和５年３月７日

4　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社　販売本部　法人営業部　都市事業ユニット長　金子　顕

東京都中央区銀座八丁目13番１号

5　落札金額又は随意契約に係る契約金額

東京電力エナジーパートナー（株）の電気需給約款に記載されている契約種別「特別高圧季節別時間帯別電力Ａ」を適用

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第２号の規定による。

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

1　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

茨城県知事部局出先機関　計80施設で使用する電気　約24,976,300キロワット時の供給

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

茨城県総務部管財課　茨城県水戸市笠原町978番６

3　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

令和５年３月７日

4　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社　販売本部　法人営業部　都市事業ユニット長　金子　顕

東京都中央区銀座八丁目13番１号

5　落札金額又は随意契約に係る契約金額

東京電力エナジーパートナー（株）の電気需給約款に記載されている契約種別

「業務用電力」、「高圧電力Ａ」、「業務用季節別時間帯別電力」を適用

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第

２号の規定による。

〜〜

◉基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第４条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第３項の規定により公示する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　測量計画機関　国土交通省　国土地理院

２　作業種類　基本測量（国土広域情報　修正）

３　作業期間　令和５年４月１日から
令和６年３月31日まで

４　作業地域　県内全域

〜〜

◉基本測量の終了

令和４年３月17日及び４月７日に茨城県報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第４条の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第３項の規定により公示する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　測量計画機関　国土交通省　国土地理院

２　作業種類　基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

３　作業終了日　令和５年１月10日

４　作業地域　水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、常陸大宮市、那珂市、城里町

〜〜

１　測量計画機関　国土交通省　国土地理院

２　作業種類　基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

３　作業終了日　令和５年２月16日

４　作業地域　笠間市、大子町

〜〜

◉公共測量の終了

令和４年７月28日及び令和５年１月５日に茨城県報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第５条の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第３項の規定により公示する。

令和５年３月27日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　測量計画機関　境町

２　作業種類　公共測量（数値地形図データ作成　レベル2500）

３　作業終了日　令和５年２月28日

４　作業地域　境町都市計画区域内

１　測量計画機関　　神栖市
２　作 業 種 類　　公共測量（地図情報　レベル1000　地上画素寸法：16cm）
３　作業終了日　　令和５年３月６日
４　作 業 地 域　　神栖市全域

◉公共測量の終了

令和４年９月１日に茨城県報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第５条の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第３項の規定により公示する。

令和５年３月27日

茨城県知事　　大 井 川　　和　　彦

１　測量計画機関　　鹿嶋市
２　作 業 種 類　　公共測量（都市計画基本図作成）
３　作業終了日　　令和５年２月28日
４　作 業 地 域　　鹿嶋市内

◉都市計画の図書の縦覧

古河都市計画地区計画の変更に伴い、古河市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第２項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和５年３月27日

茨城県知事　　大 井 川　　和　　彦

１　都市計画の種類
　地区計画（旭町一丁目地区）
２　縦覧場所
　茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

古河都市計画地区計画の変更に伴い、古河市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第２項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和５年３月27日

茨城県知事　　大 井 川　　和　　彦

１　都市計画の種類
　地区計画（牛谷地区）
２　縦覧場所
　茨城県土木部都市局都市計画課

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）

発　行　茨　城　県

〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号　029（301）１１１１（代）